

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月13日 06時25分ごろ
発生場所	三重県志摩市間崎島北西方沖 御座埼灯台から真方位066° 3海里付近 (概位 北緯34° 17.5′ 東経136° 48.5′)
事故の概要	プレジャーボート奈南丸は、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年4月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 奈南丸、1.3トン（長さ6.83m）
船舶番号、船舶所有者等	243-39624三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で、約5ノットの対地速力で南進中、‘間崎島北西方沖の黒瀬と称する暗岩’（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 船長は、航行した経験を有する海域であり、出港前にGPSプロッター及び海図により予定針路上の障害物の有無を確認していなかった。
分析	本船は、南進中、船長が、出港前にGPSプロッター及び海図により予定針路上の障害物の有無を確認しておらず、本件浅所の存在を知らずに航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が、出港前にGPSプロッター及び海図により予定針路上の障害物の有無を確認しておらず、本件浅所の存在を知らずに航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行予定海域については、航行経験を有する海域であっても、事前にGPSプロッター及び海図などを用いて障害物の有無等の水路状況を確認しておくこと。